

令和2年4月13日

PTA 会員の皆さま

神戸市立乙木小学校 PTA 会長

令和2年度乙木小学校 PTA の活動方針について

平素は、本校 PTA の活動にご協力いただき、ありがとうございます。

昨年度末から続いている新型コロナウイルス感染症対策及びそれに伴う休校措置を踏まえて、今年度、本校 PTA は下記のとおり活動していくこととします。

皆さまのご理解、ご協力をよろしく願います。

記

1 主旨

新型コロナウイルス感染症対策が解消または大幅に縮小され、休校措置が解除されるまで、本校 PTA の各委員会の活動を休止します。

また、学校施設開放委員会、ふれあいまちづくり協議会及び青少年育成協議会に対しても、休校措置が解除されるまで、これらの団体が主催する行事に本校 PTA が参加することを見合わせる旨を要請します。

2 学年委員の選出

各委員会を構成する学年委員については、休校措置の解除後、改めてその選出の時期や方法をお知らせします。

なお、休校措置解除後の活動期間は例年より短くなることを見込まれますが、委員任期満了後の免除期間は本校 PTA の規約・細則のとおり（2年間）とする予定です。

3 令和2年度 PTA 総会

総会については、例年5月上旬に乙木小学校の体育館において開催していますが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて書面開催とし、議決書により皆さんのご意見をいただくこととします。

4 新旧年度間の各委員会活動の引継ぎ

新旧年度間の各委員会の活動に関する引継ぎは、休校措置の解除後に行うこととし、その時期は改めてお知らせします。

5 新旧年度間の本部役員業務の引継ぎ及びこれに伴う緊急措置

年度当初の委員選出や乙木ふれあいまつり（主催：ふれあいまちづくり協議会）などが中止になり、また、今後も PTA 本部役員が関係する行事が実施される見込みが立たないため、PTA 本部役員において新旧年度間の円滑な引継ぎができなくなりました。

このため、緊急措置として、令和元年度の本部役員が今年度は顧問として本部に残り、各種行事をサポートする代わりに、本部役員任期満了後の免除期間を7年から10年に延長させていただきたいと考えています。

※ この件については、別途、総会に諮り、承認された場合、顧問に就任することとします。